

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十九日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第十号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

第一条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する事務の項中

第5条第1項	指定に係る意見聴取及び意見聴取の非公開の決定
--------	------------------------

を

1

第5条第1項 本文	指定に係る意見聴取（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項で準用する場合を含む。）
第5条第1項 ただし書	指定に係る意見聴取の非公開の決定（第30条の8第4項及び第5項で準用する場合を含む。）

「おのぎ」を

ける指定」の次に「（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項で準用する場合を含む。）」を挿入す

第15条第1項	事務所の使用制限命令及び同命令の期限 延長
---------	--------------------------

を

第 15 条第 1 項 及び第 30 条の 11 第 1 項	事務所の使用制限命令
第 15 条第 2 項 及び第 30 条の 11 第 2 項	事務所の使用制限命令の期限延長
第 15 条の 2 第 1 項	特定抗争指定暴力団等の指定
第 15 条の 2 第 2 項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長
第 15 条の 2 第 3 項及び第 30 条の 8 第 3 項	警戒区域の変更
第 15 条の 4 第 1 項	特定抗争指定暴力団等の指定の取消し

第 30 条の 5 第 2 項	暴力行為の賞揚等に対する禁止命令の取 消し
--------------------	--------------------------

第 30 条の 5 第 2 項	暴力行為の賞揚等に対する禁止命令の取 消し
第 30 条の 7 第 2 項	縄張に係る禁止行為に対する防止命令

第 30 条の 7 第 3 項及び第 4 項	縄張に係る禁止行為に対する再発防止命令
第 30 条の 8 第 1 項	特定危険指定暴力団等の指定
第 30 条の 8 第 2 項	特定危険指定暴力団等の指定の期限延長
第 30 条の 10 第 2 項	特定危険指定暴力団等の禁止行為に対する再発防止命令
第 30 条の 12 第 1 項	特定危険指定暴力団等の指定の取消し

「第 32

条の 2 第 1 項」や「第 32 条の 3 第 1 項」、「第 32 条の 2 第 6 項」や「第 32 条の 3 第 6 項」」

3

第 34 条第 1 項	意見聴取及び意見聴取の非公開の決定（第 35 条第 5 項で準用する場合を含む。）
-------------	---

や

第 34 条第 1 項 本文	命令に係る意見聴取
第 34 条第 1 項 ただし書	命令に係る意見聴取の非公開の決定（第 35 条第 5 項で準用する場合を含む。）

「第 32 回

表の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に規定する事務の置中「第 20 条第 3 項」や「第 20 条第 2 項」」

第 1 条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を次のように改訂する。

別表第一の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する事務の項中

第 32 条の 3 第 6 項	県暴力追放運動推進センターの指定の取消し
-----------------	----------------------

を

第 32 条の 3 第 6 項	県暴力追放運動推進センターの指定の取消し
第 32 条の 6 第 1 項	国家公安委員会への申請書の送付

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中佐賀県公安委員会事務決裁等規則別表第一の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に規定する事務の項の改正規定
公布の日

- 二 第二条の規定 平成二十五年一月三十日